

産業廃棄物税の今後のあり方について (議論のポイント)

1 税継続の必要性についての議論

(税の目的)

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

<議論の参考・例>

視点① 税導入による効果の有無

- 県内排出量、最終処分量の状況
 - ・ 火力発電所からの産業廃棄物を除くと大幅に減少
 - 税の充当事業による効果
 - ・ 不法投棄発見件数の減少など
 - 排出事業者への意識調査結果（回答総数 136）
 - 【以下、埋立処分をしていない、従来から埋立処分量が少ない事業者を除いた場合】
 - ・ 税導入により排出抑制、減量化等が促進された 61.1% (※)
 - ・ 税導入により埋立処分量が削減した 42.6%
 - ・ 税導入により社員の意識改革等何らかの効果があった 55.9%
- ※ (注) 複数回答ありのため、全回答の合計が単純に100%とはならない。

視点② 持続可能な循環型社会を構築していくための財源の必要性

- 排出量削減のためのさらなる取組みが必要
 - 再生利用・減量化率向上のためのより一層の取組みが必要
 - ・ 20年度90.6% → 22年度目標 (※) 93%
 - 不法投棄の根絶へ向けた未然防止体制の強化、早期発見体制の充実など総合的な対策が必要
- ※ (注) 「廃棄物処理計画（平成18年3月）」において設定された目標値

視点③ 他県との均衡がとれているか

- 全国では半数以上の27道府県が産業廃棄物関係税を導入しており、東北地方では6県すべてで導入している。なお、これまでのところ、更新時期を迎えたすべての自治体（11県）が従来の税制度をそのまま継続している。

2 今後の税制度についての議論

ア) 課税方式等

(現方式)

○納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

○徴収方法

「最終処分業者特別徴収方式」

- ◆ 排出事業者又は中間処理事業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収とする。
- ◆ 排出事業者又は中間処理事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付の方法による。

<議論の参考・例>

視点① 現方式での問題等はあるか

- 現在のところ、特別徴収方式にしても自己申告納付方式にしても適切に納税が行われており問題はない。
- 税制度自体が定着してきており、課税方式の変更はコストも大きく、施行後5年での変更は納税者等に混乱を生じさせる恐れがある。
- 中間処理料金への産業廃棄物税相当額の転嫁が十分とは言えない実態もあることから、適正な転嫁が行われるよう、引き続き、制度の周知徹底を図る必要があること。

視点② 税制度の目的との関係

- 三重県、滋賀県を除くすべての自治体(25道府県)が採用する「最終処分業者特別徴収方式」は、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できる。
- 三重県、滋賀県が採用する「事業者申告納付方式」は、排出事業者の中間処理施設又は最終処分場への搬入量に応じて、排出事業者に直接税負担を課すものであり、排出抑制などのインセンティブをかけやすいというメリットがある。

視点③ 納税に係る事務負担、徴税コスト

- 「最終処分業者特別徴収方式」は、最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。
- 「事業者申告納付方式」は、事業者の把握が困難であり、また納税者の数が多く徴税コストが大きい。そのため、年間排出量等が一定量に満たない場合には課税しないという「免税点」を設定せざるを得なく、税の公平性という点で問題がある。
- 特別徴収義務者に対しては、その事務負担に対して経済的負担の軽減を図ることも考慮すべき。

イ) 税率

(現税率) 1,000円/トン

<議論の参考・例>

視点① 現税率での問題等はあるか

- 県内の企業活動に多大な影響を与えているものではない。
- 産業廃棄物の県内外の流出入を助長しているという状況は見られない。
- 排出事業者等へのヒアリング結果からも概ね了解が得られているといえる。
- 税制度スタート当初を除き現在は税収見合いで事業を実施しており、排出抑制や適正処理といった目的別に概ねバランス良く税収が充当されている。

視点② 税制度の目的との関係

- 産業廃棄物の発生抑制等の動機付けを働かせるためにはできるだけ高くするという考え方もある。反面、高くすれば企業活動への影響も懸念される。
また、税率を安くすれば、産業廃棄物の発生抑制等の動機付けが弱まるとともに、産業廃棄物の他県からの流入を助長させる恐れがある。

視点③ 既導入県の税率との均衡がとれているか

- 税を導入している全自治体では、更新済みの自治体も含め、基本的にトン当たり1,000円としており、均衡はとれている。

ウ) 課税の特例

(現方式)

- 自社最終処分の場合
その重量の1/2を課税標準とする。
- 特例納付事業者の場合
排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超えた部分の1/2を課税標準とする。

<議論の参考・例>

視点① 税制度の目的との関係

- 循環型社会の推進のためには、自社最終処分や年間搬入量が1万トンを超える多量排出事業者であっても同様に課税すべき。

視点② 排出抑制の実効性と適正な税負担との関係

- 【特例納付事業者の場合】
排出抑制の実効性と適正な税負担との調和ある税制度が望ましく、高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置も必要ではないか。

視点③ 排出事業者の自己処理責任との関係

■ 【自社最終処分の場合】

多額の投資や努力により自社処分場を確保し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮すべき。

エ) その他

(現方式) 併せ産廃 (一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物) は課税対象としない。

<議論の参考・例>

視点① 税制度の目的との関係

■ 循環型社会の推進のためには、一律に課税すべき。

視点② 課税技術面での問題

■ 併せ産廃 (一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物) については、課税客体の数量的な把握が非常に困難である。

3 税の用途についての議論

【現充当方針】

- ◇ 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援
- ◇ リサイクル(物質循環)の推進
 - ・ リサイクル技術の導入支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築
- ◇ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
 - ・ 処分場の周辺環境整備
- ◇ 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・ 産業廃棄物に関する県民理解の促進、環境教育、学習の振興
- ◇ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 優良な処理業者の育成
 - ・ 事業者に対する啓発
- ◇ その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

■ 産業廃棄物に係る3R(排出抑制や再生利用等)の促進のための技術開発・導入や施設整備などの施策を充実・強化すべき。

■ 産業廃棄物税の用途、成果等について、引き続き、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、税負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、広く県民に対しても周知し理解を得るよう努めるべき。

■ 廃棄物の撤去については、原因者不明等のため現状回復が困難な事案について市町村等が行う原状回復措置等に対する支援も検討すべきではないか。

4 その他

- 今後、環境審議会の間とりまとめ、パブリックコメント等を踏まえて、地方税制等検討会において税制度について具体的に検討する。環境審議会の最終答申においては、地方税制等検討会の検討結果を踏まえた答申とする必要がある。